

総務委員会資料

令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

資料 新旧対照表

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
に基づく川崎市中央卸売市場業務条例の一部改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市中央卸売市場業務条例 昭和47年3月28日条例第1号</p> <p>(卸売の業務の許可等)</p> <p>第7条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 申請者が第15条第1項若しくは第2項又は第71条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 第15条第1項若しくは第2項又は第71条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当</p>	<p>○川崎市中央卸売市場業務条例 昭和47年3月28日条例第1号</p> <p>(卸売の業務の許可等)</p> <p>第7条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 申請者が第15条第1項若しくは第2項又は第71条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 第15条第1項若しくは第2項又は第71条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当</p>

改正後	改正前
<p>該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき次条第1項の規定により定められた純資産基準額(その者が他の取扱品目の部類について第1項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあつては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について次条第1項の規定により定められた純資産基準額を合算した額)を下回っているとき。</p> <p>(6) その許可をすることによって卸売業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p> <p>5 前項第5号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、規則で定めるところにより計算するものとする。</p> <p>6 第1項の許可を受けた者は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。</p>	<p>該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき次条第1項の規定により定められた純資産基準額(その者が他の取扱品目の部類について第1項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあつては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について次条第1項の規定により定められた純資産基準額を合算した額)を下回っているとき。</p> <p>(6) その許可をすることによって卸売業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p> <p>5 前項第5号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、規則で定めるところにより計算するものとする。</p> <p>6 第1項の許可を受けた者は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。</p>
<p>(仲卸しの業務の許可等)</p> <p>第23条 市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p>	<p>(仲卸しの業務の許可等)</p> <p>第23条 市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 申請者が拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が第26条第1項若しくは第2項又は第71条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が卸売業者又はその役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで又は第5号のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>(7) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p> <p>5 第1項の許可を受けた者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。</p>	<p>(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が第26条第1項若しくは第2項又は第71条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が卸売業者又はその役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで又は第5号のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>(7) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p> <p>5 第1項の許可を受けた者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。</p>
<p>(許可の基準)</p> <p>第33条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 第36条第1項及び第3項又は第71条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第33条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 第36条第1項及び第3項又は第71条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 法人であってその業務を執行する役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 第36条第2項及び第3項又は第71条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(4) 法人であってその業務を執行する役員のうち第1号及び第2号のいずれかに該当する者があるとき。</p>	<p>(4) 業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 法人であってその業務を執行する役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 第36条第2項及び第3項又は第71条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(4) 法人であってその業務を執行する役員のうち第1号及び第2号のいずれかに該当する者があるとき。</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
に基づく川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市地方卸売市場業務条例 平成18年11月27日条例第70号</p> <p>(卸売の業務の許可等)</p> <p>第10条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第6条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 申請者が第16条第1項若しくは第2項又は第72条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 第16条第1項若しくは第2項又は第72条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当</p>	<p>○川崎市地方卸売市場業務条例 平成18年11月27日条例第70号</p> <p>(卸売の業務の許可等)</p> <p>第10条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第6条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 申請者が第16条第1項若しくは第2項又は第72条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 第16条第1項若しくは第2項又は第72条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当</p>

改正後	改正前
<p>該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したもの（ものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) その許可をすることによって卸売業者の数が前条各号に定める数を超えることとなるとき。</p> <p>5 第1項の許可を受けた者は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。</p> <p>(仲卸しの業務の許可等)</p> <p>第24条 市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第6条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 申請者が拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が第27条第1項若しくは第2項又は第72条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p>	<p>該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したもの（ものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) その許可をすることによって卸売業者の数が前条各号に定める数を超えることとなるとき。</p> <p>5 第1項の許可を受けた者は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。</p> <p>(仲卸しの業務の許可等)</p> <p>第24条 市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第6条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が第27条第1項若しくは第2項又は第72条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 申請者が卸売業者又はその役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで又は第5号のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>(7) 第1項の許可をすることによって仲卸業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p> <p>5 第1項の許可を受けた者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。</p>	<p>(5) 申請者が卸売業者又はその役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで又は第5号のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>(7) 第1項の許可をすることによって仲卸業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p> <p>5 第1項の許可を受けた者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。</p>
<p>(許可の基準)</p>	<p>(許可の基準)</p>
<p>第34条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 第37条第1項若しくは第3項又は第72条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号までの規定のいずれかに該当する者があるとき。</p>	<p>第34条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 第37条第1項若しくは第3項又は第72条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号までの規定のいずれかに該当する者があるとき。</p>
<p>2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p>	<p>2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 第37条第2項若しくは第3項又は第72条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(4) 法人であってその業務を執行する役員のうち第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるとき。</p>	<p>(2) 第37条第2項若しくは第3項又は第72条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(4) 法人であってその業務を執行する役員のうち第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるとき。</p>